

広島市告示第191号  
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務において、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

**1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、所在地**

- (1) 名称 弁護士法人ブレインハート法律事務所
- (2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4階

**2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等**

令和7年度末までに発生した未収債権（元利償還金及び違約金）のうち、広島市長が指定するもの

**3 指定した日**

令和8年4月1日

**4 委託した期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで